



# 佐賀県公報

平成20年  
2月27日  
(水曜日)  
第 13023号

(◎印は、県条例に登載するもの)

## 田 次 告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (七九・障害福祉課) 一
- 道路の供用開始 (八〇・道路課) 一
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商工課) 一
- 大規模小売店舗の新設に係る意見 (商工課) 二
- 大規模小売店舗の変更に係る意見 (商工課) 三
- " " (商工課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 (未わいくり推進課) 四
- 換地処分届出 (農地整備課) 五
- 証紙売りさばき業務の廃止 (会計課) 五

## ○ 告 示

### ●佐賀県告示第七十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十二号）第五十四条第一項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成二十年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 指定医療機関の名称、担当すべき医療の種類、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	担当すべき医療の種類	所 在 地	指定年月日
医療法人 篠田整形外科	整形外科に関する医療	武雄市朝日町大字甘久二〇六番地三	平成二〇年三月一日

### ●佐賀県告示第八十号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第二項の規定により、次とのおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十年二月二十七日から平成二十一年二月二十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 11111号	唐津市浜玉町南山字玉島二三九五番一地先から 唐津市浜玉町五反田字水車二四五〇番一地先まで	平成二〇・二・二七

## ○ 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があつたので、同条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。

平成20年2月27日

佐賀県知事 古川 康

- 1 大規模小売店舗の新設に係る届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドッグストアモリ基山店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	三養基郡基山町大字長野字年ノ森1023番地の2 外 行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イ 乗客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後11時30分まで
ア 大規模小売店舗を設置する者	ホウトク技研株式会社 代表取締役 豊原 穏 福岡県朝倉市大字福光1183番地の1 イ 大規模小売店舗において小売業を行う者 ナチュラル株式会社 代表取締役社長 森 信 福岡県朝倉市一ツ木1148番地の1	ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 建物敷地北側 2箇所 エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで
(3) 大規模小売店舗の新設をする日	平成20年10月16日	2 届出年月日 平成20年2月15日
(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,477平方メートル	3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課
(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項	ア 駐車場の位置及び収容台数 建物敷地北側 117台 イ 駐輪場の位置及び収容台数 建物西側 32台 ウ 荷さばき施設の位置及び面積 建物東側 60平方メートル 工 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物東側 9.16立方メートル	4 その他 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）に提出してください。
(6) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午後11時まで	大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、上峰町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持に係る意見の概要是次のとおりです。 また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。
		平成20年2月27日 佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) ドラッグストアモリ上峰店

三義基郡上峰町大字坊所字二本谷2495番1 外

2 届出の内容

大規模小売店舗の新設

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名  
上峰町

イ 法第4条「指針」に係る意見

出入口2付近について町道井手口団地西線からの出入口となるが、県道22号線より右左折により進入してきた車両が駐車場へ進入の際、道路上に停止することが考えられるため、ゼブラ部分に滞留箇所を設けていただきたい。

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成20年2月27日から

平成20年3月26日まで

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成20年2月27日

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上峰サティ

三義基郡上峰町大字坊所七本谷1551番地の1

2 届出の内容

大規模小売店舗の名称の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名  
上峰町

イ 法第4条「指針」に係る意見

意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要

意見書の提出なし

4 意見書の縦覧

(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成20年2月27日から

平成20年3月26日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第6条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、上峰町長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保有に係る意見の概要は次のとおりです。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 附則第5条第1項の規定により届出があった大規模小売店舗について、唐津市長及び地元住民から提出された法第8条第1項及び第2項の規定による当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保有に係る意見の概要は次のとおりです。

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成20年2月27日  
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスト電器唐津バイパス店

唐津市鏡3699番地1

2 届出の内容

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名  
唐津市

イ 法第4条「指針」に係る意見  
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要  
意見書の提出なし

イ 法第4条「指針」に係る意見  
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要  
意見書の提出なし

4 意見書の縦覧  
(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成20年2月27日から

平成20年3月26日まで

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成20年2月27日  
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョイフルタウン鳥栖

鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖537-1 外

2 届出の内容

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名  
鳥栖市

イ 法第4条「指針」に係る意見  
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要  
意見書の提出なし

4 意見書の縦覧  
(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成20年2月27日から

平成20年3月26日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為  
に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成20年2月27日  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為  
に関する工事の完了を次のとおり公告します。

佐賀県知事 古川 康

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成20年2月27日  
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスト電器唐津バイパス店

唐津市鏡3699番地1

2 届出の内容

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名  
唐津市

イ 法第4条「指針」に係る意見  
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要  
意見書の提出なし

4 意見書の縦覧  
(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成20年2月27日から

平成20年3月26日まで

また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

平成20年2月27日  
また、法第8条第3項の規定により意見書を縦覧に供します。

佐賀県知事 古川 康

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジョイフルタウン鳥栖

鳥栖市本鳥栖町字下鳥栖537-1 外

2 届出の内容

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更

3 意見の概要

(1) 法第8条第1項に基づく意見の概要

ア 市町名  
鳥栖市

イ 法第4条「指針」に係る意見  
意見なし

(2) 法第8条第2項に基づく意見の概要  
意見書の提出なし

4 意見書の縦覧  
(1) 縦覧場所

佐賀県農林水産商工本部商工課

(2) 縦覧期間

平成20年2月27日から

平成20年3月26日まで

1 開発区域に含まれる地域の名称  
三養基郡基山町大字長野字年ノ森995番1、996番1及び996番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

第一福岡ビルS館4階

株式会社コスマス薬品

鹿島市長 桑原允彦から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、鹿島市営土地改良事業（基盤整備促進）音成地区の換地処分を平成20年2月6日行つた旨届出があった。

平成20年2月27日

佐賀県知事 古川康

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）第10条の2第2項の規定により、証紙売りさばき業務を廃止する旨、届出があった。

平成20年2月27日

佐賀県知事 古川康

売りさばき人の氏名 又は名称	売りさばき人の住所	売りさばき所の位置	廃止年月日
桑原 正勝	武雄市武雄町大字富岡 11690-2	武雄市武雄町大字富岡 11690-2	平成20年 3月20日

申購  
込読  
先料

一か年三一、二〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年二月二十七日印刷及び発行  
者 佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所  
株 毎週月水金曜日  
古川総合印刷